限定承認公告

本籍千葉県富津市西大和田一一六七番地一七、最後の住所東京都中野区本町三丁目八番三―一〇六号　被相続人　亡　祖開　実

右被相続人は平成二十六年二月十五日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十九日

札幌市中央区大通西一四丁目ライオンズマンション第七大通二〇一号道央法律事務所

限定承認者中村美智子

代理人弁護士　上田　絵理

限定承認公告

本籍福島県二本松市西町四四番地、最後の住所横浜市保土ヶ谷区釜台町一番二四―五〇九号　被相続人　亡　村田　光良

右被相続人は平成二十六年十一月十五日死亡し、その相続人は平成二十七年五月二十一日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十九日

福島県二本松市西町四四番地

相続財産管理人　村田　次男

限定承認公告

本籍東京都目黒区三田二丁目一八番、最後の住所東京都目黒区三田二丁目一八番一九―一一三号セボンメイフェア恵比寿　被相続人　亡　小杉　泰夫

右被相続人は平成二十七年一月二十九日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十九日

東京都目黒区三田二丁目一八番一九―一一三号セボンメイフェア恵比寿

限定承認者　小杉　亮夫

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿児島市谷山中央三丁目四六三七番地、最後の住所鹿児島県指宿市山川福元四八五六番地一　被相続人　亡　宮嵜　勇

右被相続人は平成二十六年五月十一日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十五日鹿児島家庭裁判所指宿出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十九日

最後の住所兵庫県姫路市飾磨区上野田四丁目七〇二番地レオパレス石子一―一〇六

限定承認者　不在者　宮嵜　信二

事務所兵庫県姫路市南駅前町一五番地　天野・田村法律会計事務所

不在者財産管理人　田村　貴司

限定承認公告

本籍岡山県新見市新見六八番地七、最後の住所岡山市北区津島本町五番一号　被相続人　亡　安達　哲郎

右被相続人は平成二十七年一月十九日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十三日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十九日

岡山市南区海岸通二―三―二

相続財産管理人　安達　一郎

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十七年五月二十一日開催の第十五回通常総会において、出資一口二十五万円を一口五万円に減少することとし、現在の一口二十五万円の出資は五口二十五万円とする旨決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告いたします。

平成二十七年五月二十九日

東京都中央区日本橋小伝馬町一五番一八号

常和小伝馬町ビル五階

全国仮設安全事業協同組合

代表理事　小野　辰雄

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年七月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年五月二十九日

愛知県名古屋市瑞穂区苗代町一五番一号

ブラザー不動産株式会社

代表取締役　押谷　三郎

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年六月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年五月二十九日

東京都港区南青山五丁目一〇番六号

株式会社エムケーシー・パートナーズ

代表取締役　藤澤　薫

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年七月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年五月二十九日

大阪市中央区瓦町二丁目五番二号

有限会社資産運用研究所

取締役　小林　吉則

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十一億円（ただし、C号優先資本金につき金十一億円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十七年三月十八日付官報の号外第五十八号五十八頁に掲載されています。

平成二十七年五月二十九日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

橋本プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条に基づき、優先資本金の額を金十六億三千九万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

平成二十七年五月二十九日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

川崎ロジスティクス特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十六億三千九万五千口を消却することにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年六月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年五月二十日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

川崎ロジスティクス特定目的会社

取締役　本郷　雅和

訂正公告

平成二十七年五月十八日掲載の福岡法務局柳川支局に係る工場財団中「[ついての工場財団目録記載事項中]」を「[の]」に、「器具]を追加する事項」と追加訂正します。

取消公告

平成二十七年五月十一日（号外第百四号）掲載のさいたま地方裁判所熊谷支部に係る平成二十六年（フ）第百八十六号破産手続廃止は取消します。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十九日付第一二〇号
一二二号九六ページ●同日
八〇ページ●同日付第一二一号八〇ページ●同日付第
付政府調達第九九号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）